

授業料等減免と給付型奨学金(高等教育の修学支援新制度)のご案内

令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知(給付奨学金候補者決定)をお持ちの皆様

「入学金」「学費」「諸費用」は入学手続締切日までに本学所定の金額を納入してください。給付奨学金の候補者については、入学後に減免相当額を還付します。

高等教育修学支援新制度について

国が実施する高等教育の修学支援新制度に申請し、選考の上、支援対象となった場合は、授業料等減免の経済的支援を受けることができます。

本制度は、新入生と在學生を対象に実施される制度であり、支援内容は、日本学生支援機構給付奨学金の給付、入学金の減免および授業料の減免です。

◇高校等で日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者として決定している方

「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」が手元にあり、給付奨学金の候補者となっている方が対象です。

右図参照(見本は昨年度のものです)→

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】

令和4年10月17日

登録番号 9999901-100-00999

学年等 3年 10組

出席番号 A000001

氏名 学校用 見本 (S'カカカカ 様)

* 99999001 #59999999

交付書類コード=F

※コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

以下の項目が全て「○」の人が対象です

申込内容	貸与奨学金			
	第1希望	第2希望	第3希望	入学時特別増額貸与奨学金
給付奨学金	併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金	希望する
希望する				
選考結果		給付奨学金	貸与奨学金	
		併用貸与(第1)	第一種奨学金	第二種奨学金
		候補者決定	候補者決定	—
		支援区分: 第1区分	—	—
要件確認	国籍・在留資格等	○	○	—
	家計に関する基準	○	○	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—
	必要書類の提出(注)	○	○	—

注1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金を併用する制度です。
注2 「○」は各要件・要件等が該当、「×」は該当しない(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む)。「—」は申込時に希望していない(もしくは希望判定の無い)種別(区分)として定められていないことを示します。

「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」【進学先提出用】のコピー、申請書(両面印刷)および申請書記入の口座情報を確認できる資料のコピーを教学部学生支援担当へご提出(郵送可)ください。(申請後結果待ちの方は、採用決定後速やかにご提出ください)

入学後、所定の手続きが必要ですが、事前に提出していただくと、入学金および授業料の還付が速やかに行えます。

※還付時期は、入学前に提出いただくと5月下旬頃に還付、入学後に提出いただくと7月下旬頃の還付となります。

詳細については本学より3月中旬に発送する資料をご確認ください。

◇高校等で日本学生支援機構の給付奨学金の申請をしていない方

本学より3月中旬に発送する資料に大学での申請方法の詳細をお知らせします。

※「高等教育の修学支援制度」の内容・詳細は文部科学省のホームページをご覧ください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

※日本学生支援機構「給付奨学金シミュレーション」にて、給付奨学金の対象になりうるかを調べることができます。 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

《書類送付およびお問合せ先》

〒590-0496 大阪府泉南郡熊取町朝代台 1-1 大阪体育大学教学部学生支援担当

TEL : 072-453-7024

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

大阪体育大学
学長 原田 宗彦 様

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪体育大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大阪体育大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。また、入学前に申請書を提出する場合は「学籍番号」の記載は不要です。）

申請者	フリガナ		入学年月	2024年 4月入学	
	氏名		メールアドレス		
	生年月日	年 月 日生 (歳)	自宅電話		
			携帯電話		
	現住所	〒 ー 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科	学部	学科	学籍番号(*)	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの口に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
<input checked="" type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					
振込先の情報(*)入学後に支援額に応じた金額を還付する場合がありますので、原則として 父母等名義 の口座を記入してください。 ※ゆうちょ通帳の場合、銀行名は(ゆうちょ銀行)、支店名は(店番(店名)の3桁漢字)を記入となります。 ※下記の口座情報を確認できる資料を同封してください。(通帳コピーまたはキャッシュカードコピー)					
フリガナ		フリガナ			
銀行名		支店名			
口座種別	普通 ・ 当座	フリガナ			
口座番号		口座名義 (氏名)			

申請書の作成あたっの注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
※別紙1～3が必要な方は、本学入試部修学支援新制度担当まで連絡してください。
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。

- ① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
 - ② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
 - ③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
 - ④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
- ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

ト